

(7) 2007.12 ふじさと

●やむをえず保険証を使わずに受診したとき

急病などで保険証を使わずに医者さんにかかり、窓口で全額自己負担した際、申請して認められれば、9割（または7割）の払戻しを受けることができます。

【申請に必要なもの】 全額自己負担した際のお医者さんの領収書、印鑑、金融機関の通帳（ゆうちょ銀行除く）

●緊急の入院や転院で移送が必要になったとき（移送費の支給）

やむを得ない理由でお医者さんが認めた入院、転院などで移送の費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に移送費が支給されます。

【申請に必要なもの】 移送の際に支払った領収書、印鑑、金融機関の通帳（ゆうちょ銀行除く）

●1か月に支払いした自己負担額が高額になったとき（高額療養費の支給）

1か月にお医者さんで支払った自己負担額が限度額【表3】を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。一度申請書を提出していただくと、該当した際、自動的に届出された振込希望口座に支給されます。（すでにお住まいの市町村に届出されている方は申請の必要はありません。）

【申請に必要なもの】 印鑑、金融機関の通帳（ゆうちょ銀行除く）

【表3】高額療養費の自己負担限度額基準表

区分	自己負担限度額(外来分)	自己負担限度額 (入院と外来が複数あった場合は合算します)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 (課税所得が145万以上)	44,400円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1% 《44,400円》
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※《》内の数字は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

●被保険者の方が死亡したとき（葬祭費）

被保険者が死亡したとき、葬儀を行う方に対して葬祭費5万円が支給されます。

【申請に必要なもの】 印鑑、金融機関の通帳（ゆうちょ銀行除く）



新しい給付サービス

●1年間分の介護保険利用料と医療費の自己負担額が高額になったとき（高額介護合算療養費の支給）

1年間の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額を合算して設定された限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

【お問い合わせ先】 藤里町町民生活課 健康福祉係 ☎ 79-2113
秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎ 018-838-0610

